

小金井市緑センター運営業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 件名
小金井市緑センター運営業務委託
- (2) 事業の目的
小金井市行財政改革2025等に基づき、緑センターにおけるサービス向上、地域団体等との連携の推進及び新たな市民サービスの提供など質の向上を図るとともに、係る経費の抑制等を実現するため、図書館緑分室及び公民館緑分館の運営業務を委託する。
- (3) 業務の内容
図書館緑分室、公民館緑分館事業の運営を行う。
(事業内容の詳細は別紙「仕様書(案)」のとおり。なお、仕様書(案)に定めのない事項であっても、本プロポーザルにおいて提案された事項、業務上に必要な事項及び疑義のある事項については、双方協議の上決定するものとする。)
- (4) 履行期間
契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
※本業務については、令和7年度以降の4年間の随意契約を予定している。ただし、本契約は単年度毎の契約であるため履行状況が良好でない場合や市の政策変更等により、次年度以降契約を行わない場合がある。
また、原則として、当該随意契約を行う期間については、契約金額・仕様の変更は行わないものとする。
- (5) 予算額(見積限度額)
令和5年度予算額 0円(別途、引継業務を委託)
令和6年度予算額 58,429千円(税込み)(債務負担行為)
※上限額を超えた提案は無効とする。
- (6) 支払い方法
令和6年4月分以降毎月払い
- (7) 引継業務
引継業務として別途「緑センター運営形態調整委託」契約を予定している。
令和5年度予算額 2,081千円(税込み)
本業務とは別に見積書を作成し、提出すること。引継期間は、令和6年3月1日から令和6年3月31日までを予定している。引継期間中は、利用者、登録団体、企画実行委員等との信頼関係を築き、令和6年度以降の業務を円滑に進められるよう取組むこと。

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために「小金井市緑センター運營業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

あらかじめ定められた審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行い、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

本業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後、委託者と候補者は、仕様書及び企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行うものとする。この交渉がまとまらない場合は、次点者と交渉を行うものとする。

5 資格要件

本プロポーザルへ参加するための資格要件は、次に示す全ての事項に該当する者とする。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「小金井市」の登録がなされている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 市から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- (4) 市契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (7) 公共図書館業務及び公民館業務の受託が可能であること。

6 プロポーザル日程について（予定）

番号	内 容	期 日 等
1	プロポーザル実施要領等の配布	令和5年6月28日（水）から 令和5年7月10日（月）まで
2	参加申込書の提出期限	令和5年7月10日（月）
3	企画提案書等に係る質問書の提出期限	令和5年7月14日（金）
4	企画提案書等に係る質問書に対する回答	令和5年7月21日（金）
5	企画提案書等の提出期限	令和5年7月28日（金）

6	一次審査の結果通知	令和5年8月10日(木)
7	二次審査の実施(予定)	令和5年8月25日(金)
8	二次審査の結果通知	令和5年9月上旬
9	仕様内容等の交渉及び契約締結	令和5年9月下旬以降

7 公募型プロポーザル資料等の配布及び参加申込書の提出

- (1) 参加申込書及び小金井市緑センター運營業務委託プロポーザル実施要領等、公募に関する資料・様式類は、小金井市ホームページからダウンロードして使用すること。[\(http://www.city.koganei.lg.jp/\)](http://www.city.koganei.lg.jp/)
- (2) 参加申込書の提出
 - ア 提出書類
小金井市緑センター運營業務委託プロポーザル参加申込書(様式1) 1部
 - イ 提出期限 令和5年7月10日(月)午後5時まで
 - ウ 提出方法 「13 問合せ先」宛てに郵送又は持参(提出期限日必着)
 - エ 提出先 「13 問合せ先」まで
 - オ 提出の確認
参加申込書の提出があったときは、参加申込書に記載されたメールアドレス宛に受領確認と受理番号をお知らせする。以後の提出書類等には「受理番号」を記入すること。

8 企画提案書等の提出

- (1) 企画提案書等に係る質問書について
 - ア 提出書類 質問書(様式2)
 - イ 提出期限 令和5年7月14日(金)午後5時まで
 - ウ 提出方法 電子メール
 - エ 提出先 「13 問合せ先」まで
 - オ 回答 令和5年7月21日(金)までに市HPで公表する。
- (2) 企画提案書等の提出について
 - ア 企画提案書等は①から⑤の順序で製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルで提出すること。
 - ① 会社概要、類似業務等の実績(様式3)
 - ② 企画提案書(表紙)(様式4)
 - ③ 企画提案書(任意様式)

企画提案書は、「小金井市緑センター運營業務委託仕様書(案)」、「小金井市緑センター運營業務委託プロポーザル審査基準」及び「小金井市緑センター運營業務委託プロポーザル評点票」に基づき提案すること。企画提案書はA4版縦、片面3ページ以内とし、横書き、10ポイント以上(注釈、図表等の記載を除く。)で作成すること。提案は文章での表現を原則とするが、文章を補完する

ために必要な概念図や表、イメージ等を使用し、わかりやすく記述すること。

④ 本業務に係る見積書（税込額）（任意様式）

⑤ 引継業務に係る見積書（税込額）（任意様式）

イ 企画提案書等の提出部数

正本1部（押印のもの）、副本6部（正本がカラー印刷の場合は、副本もカラー印刷とすること。副本は事業者名が特定される記述やロゴマーク等を黒塗り又は削除すること）とする。

ウ 提出期限 令和5年7月28日（金）午後5時まで

※ 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加意思がないものとみなす。

エ 提出方法 「13問合せ先」宛てに郵送又は持参すること（提出期限日必着）

9 プロポーザル審査方法

審査委員会委員（以下「委員」という。）は、本プロポーザル参加者から提出された企画提案書等及び参加者のプレゼンテーション等により、別に定める「小金井市緑センター運営業務委託プロポーザル審査基準」及び「小金井市緑センター運営業務委託プロポーザル評点票」に基づき評価する。

10 一次審査

(1) 選考

提出された企画提案書等を対象に審査し、得点が高い順に上位3事業者を一次審査通過とする。

参加申込数が3者に満たない場合であっても、一次審査を行うものとする。

(2) 一次審査の結果通知

一次審査結果は、令和5年8月10日（木）に、企画提案書を提出した全者にメールにて通知する。合わせて、二次審査の場所、時間等について連絡する。

11 二次審査

(1) 二次審査の実施日時

令和5年8月25日（金）

場所、時間等の詳細は一次審査結果の通知によりお知らせする。

(2) 選考

ア 審査委員会において、企画提案書等の内容等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、候補者及び次点者を選定する。

イ 審査は、非公開とする。

ウ プレゼンテーション及びヒアリング実施方法

① 一者につきプレゼンテーション15分以内、ヒアリング10分程度とする。

② 提出した資料を用いてプレゼンテーションを行うこととし、わかりやすく説明するために文章の一部や図表等を拡大する等の加工は認める。ただし、

新たな提案及び新たな図表等の使用は不可とする。

③ 出席者は、統括責任者、図書館従事予定者、公民館従事予定者を含めた5人以内とする。なお、統括責任者が図書館従事予定者又は公民館従事予定者を兼ねることは可とするが、統括責任者が図書館従事予定者と公民館従事予定者の3つを兼ねることは不可とする。

④ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、失格とする。

ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡すること。

⑤ 会場に用意するプロジェクターを使用して実施する。パソコン、USB等の機器は持参すること。

(3) 選考における留意事項

ア 二次審査において、各委員の評価得点の合計が最も高い者を候補者として、2番目に高い者を次点者に選定する。

イ 候補者選定後、上位の者が辞退または失格となったときは、順位を繰り上げるものとする。

ウ 一次選考通過者が1事業者の場合であっても二次審査を実施する。

(4) 二次審査の結果通知

ア 二次審査の結果は、令和5年9月上旬に、二次審査参加者に郵送にて通知する。

イ 候補者に選定されなかった参加者は、審査結果を通知した日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

ウ 前項により説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

12 留意事項

(1) 市は、参加者が提出した資料を次のとおり取扱う。

ア 参加者提出書類が次のいずれかに該当する場合、当該参加者は無効とする。

① 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの

② 虚偽の内容が記載されているもの

③ 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの

④ 全て日本語以外の言語で作成されているもの

⑤ その他、設定した条件を満たしていない場合

イ 参加者提出書類は、知的財産権に関する法的保護の観点から返却する。（ただし、契約相手方となることが予定される者については、この限りではない。）

ウ 市が、本委託業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、契約の相手方の承諾を得て提案書の内容を無償で使用できる。提出された書類は、選考を行う作業において必要な範囲で複製を作成することがある。

なお、提案書類等は小金井市情報公開条例に基づき公表されることがある。

- (2) 参加者は、参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (3) 市が提供する資料は、市の許可なく公表及び目的外に使用することを禁止する。
- (4) 応募に際して要した費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は不可とする。
- (6) 候補者が契約までに、応募資格等を喪失した場合や、契約に際して事故がある場合は、次点者を候補者とする場合がある。
- (7) 市ホームページ（入札契約情報）に掲載している「業務委託契約書（約款）」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知のうえ参加すること。
- (8) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければならない。ただし、小金井市契約事務規則第47条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

13 問合せ先

小金井市公民館

電話：042-383-1184

FAX：042-387-1226

E-mail：k020401@koganei-shi.jp

住 所：〒184-0004 小金井市本町二丁目15番11号